

下関市における道路位置指定の取り扱い

第1 目的

この取扱いは、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関する技術基準及び申請手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術基準

道路の位置の指定を受けようとする道（以下、「指定道路」という。）は、建築基準法施行令第144条の4の基準によるほか次に定めるところによる。

1 接続道路

接続道路が私道である場合は、当該道路の使用について問題が生じないよう必要な措置が講じられているものとする。

2 指定道路

(1) 指定道路の分筆等

指定道路の部分の土地は原則として分筆し、地目を公衆用道路とするものとする。

(2) 指定道路の面積

ア 面積は実測により求積するものとする。なお、単位は小数第二位までとし、小数第三位を切り捨てるものとする。

イ 法第42条第2項に規定する道路（以下、「2項道路」という。）に接続する場合は、2項道路後退部分を含むものとする。（図-1参考）

(3) 指定道路の長さ

ア 長さは、道路中心線の長さにより算定するものとし、原則として転回広場を含むものとする。（図-2参考）なお、単位は小数第一位までとし、小数第二位を四捨五入するものとする。

イ 指定道路の起点は接続道路（2項道路にあつては、現存する道）との接続点とする。

(4) 法定外公共物

指定道路の中に含まれる法定外公共物（里道、水路）は、指定道路の面積及び長さ算入するものとする。なお、地番の表示方法は「〇〇〇番〇〇地先」とする。

(5) 指定道路の幅員及び区画

ア 指定道路の幅員は図-3によるものとする。

イ 指定道路の境界は、他の道路と接する部分を除き道路側溝又は縁石等の構造物で区画するものとする。ただし、擁壁の地先等やむをえない部分は、境界杭をもって替えることができる。

(6) 転回広場

ア 自動車の転回広場は、図-2を標準とするものとする。

イ 接続道路が2項道路の場合には、転回広場の要件に係る袋路状道路の延長及び区間の長さは2項道路の後退線を起点として算定するものとする。

(7) すみ切り

指定道路と接続道路との角地のすみ切りは、次に掲げる状況等で、避難及び通行の安全上支障がないと下関市長が認める場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りとすることができるものとする。

ア 道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これに交差する橋梁等によりすみ切りを設けることができない場合

イ 角地の既存建築物、堅固な擁壁等により、すみ切りを設けることができない場合

(8) 安全施設

指定道路が崖地等に隣接する場合又は通行の安全に支障があると思われる場合は、ガードレール、フェンス、その他の安全施設を設置するものとする。なお、道路幅員は、安全施設からの有効幅員とする。

3 敷地の面積

指定道路を利用して敷地となる土地（以下、「計画敷地」という。）1区画の面積は、原則として150㎡以上とするものとする。ただし、既存の建築物がある敷地については、この限りでない。

第3 申請手続き

道路位置指定の申請等の手続きは、建築基準法施行規則第9条並びに建築基準法施行細則第15条の規定によるほか、次に定めるところによる。

1 事前協議

(1) 道路の位置の指定を受けようとする者は、指定道路の築造の前（既存の道の指定の場合は道路位置指定申請の前）に下関市長に道路位置指定事前協議書（別記第1号様式）正副2通を提出し、協議するものとする。

(2) 指定道路の築造工事は、下関市長から事前協議完了の通知を受けた後に着手するものとする。

(3) 道路位置指定事前協議書には次の図面を添付するものとする。

ア 付近見取図

イ 公図の写し

ウ 平面図

エ 計画敷地の区画割図

オ 排水計画図

2 道路位置指定申請

(1) 道路の位置の指定を受けようとする者は、指定道路の築造の後に道路位置指定申請書正副2通を、下関市長に提出し、検査を受けるものとする。

(2) 道路位置指定申請書には、次の図書を添付するものとする。ただし、他の図書で兼用できる図書は省略することができる。

- ア 付近見取図
方位、道路、その他目標となる地物等を明示すること。(縮尺1/2500程度の位置図及び付近見取図)
- イ 公図の写し
登記所備え付けの公図を複写し、複写年月日及び氏名を記入し、かつ、指定を受けようとする道路の位置を明示すること。
- ウ 平面図
方位、縮尺、指定道路の幅員・長さ、すみ切りの長さ、側溝、縁石、標示杭等の位置、その他必要な事項並びに接続道路の種別及び幅員を明示すること。
- エ 計画敷地の区画割図
指定道路を利用することとなる各敷地の区画割及び各区画の面積を明示すること。
- オ 道路横断図
指定道路の構造、幅員、境界線等を明示すること。(縮尺1/30~50程度)
- カ 道路縦断図
指定道路の長さ、高低差、勾配等を明示すること。(縮尺1/30~50程度)
- キ 排水計画図
指定道路及び計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の位置及び構造並びに排水経路を明示すること。
- ク 求積図
指定道路部分の土地について、地番ごとに求積すること。
- ケ 加工承諾書
指定道路に含まれる法定外公共物に係る加工承諾書を添付すること。
- コ 土地の登記事項証明書及び印鑑登録証明書
指定道路部分の土地に係る最新の登記事項証明書及び承諾書に係る承諾者の印鑑登録証明書を添付すること。
- サ 指定道路の完成写真
完成時の指定道路の全体、接続道路との接続箇所、転回広場、道路排水施設等の状況を撮影した写真及び撮影位置図を添付すること。
- シ その他の図書
下関市長が地理的状況等から必要と認める関係図書等を添付すること。

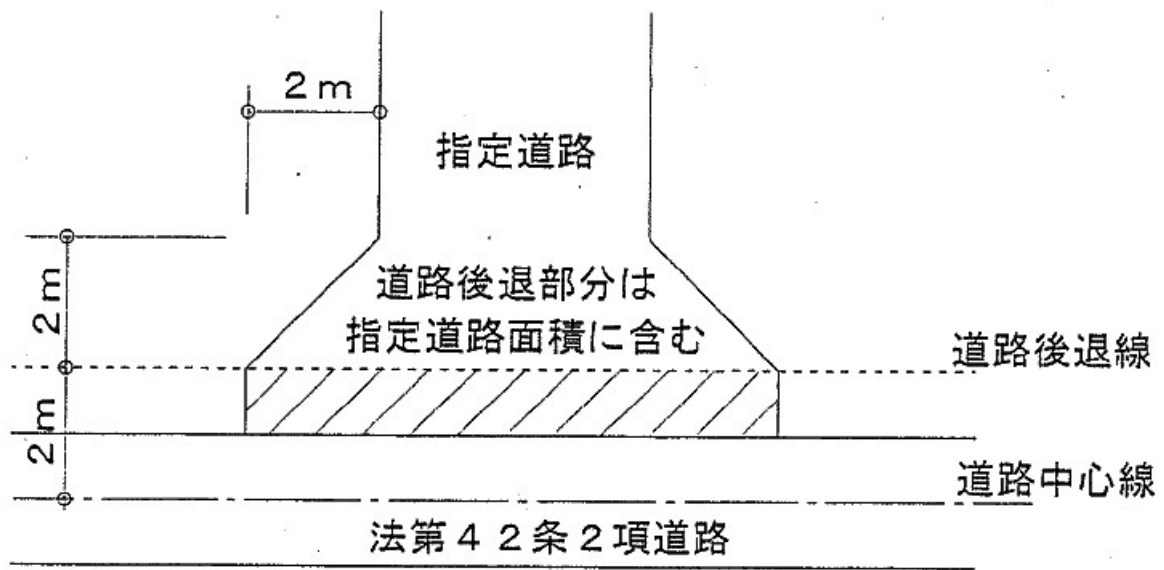
第4 施行期日

この取扱いは、平成19年8月1日から施行する。

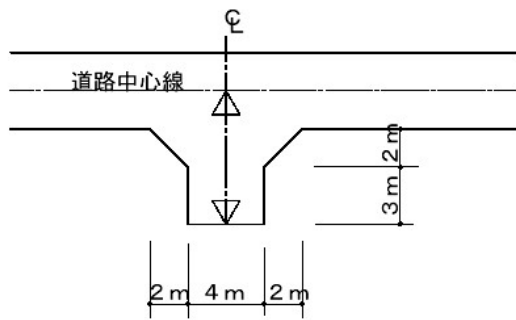
附則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

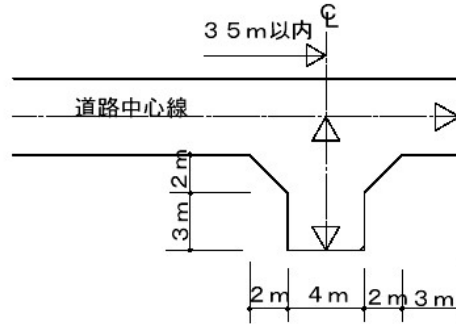
図一 1 道路後退部分の扱い



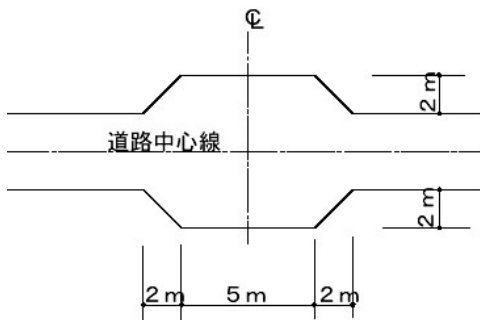
図一 2 転回広場の形状



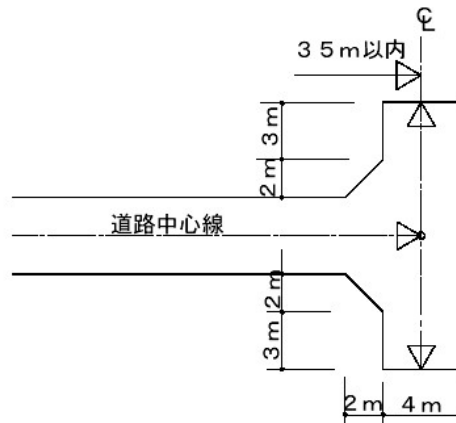
※ 道路の長さに転回広場を含む



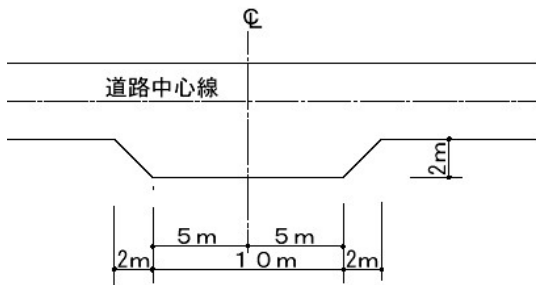
※ 道路の長さに転回広場を含む



※ 道路の長さに転回広場を含まない



※ 道路の長さに転回広場を含む



※ 道路の長さに転回広場を含まない

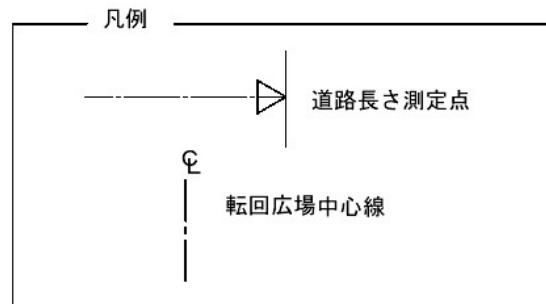
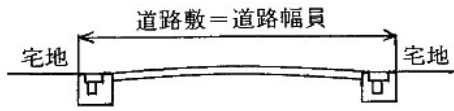
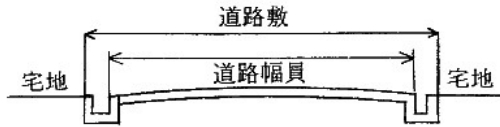


図-3 道路幅員の取り扱い

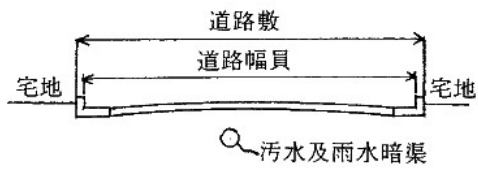
U型側溝（蓋設置）築造の場合



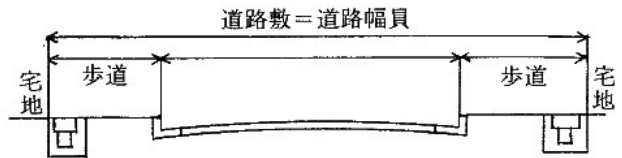
U型側溝（蓋なし）築造の場合



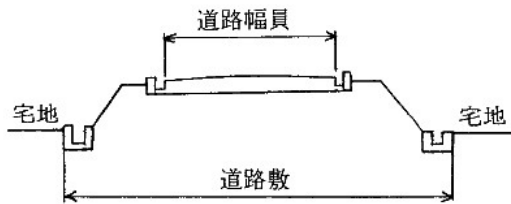
L型側溝の築造の場合



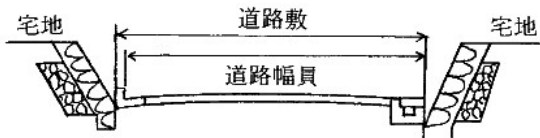
歩車道分離の場合



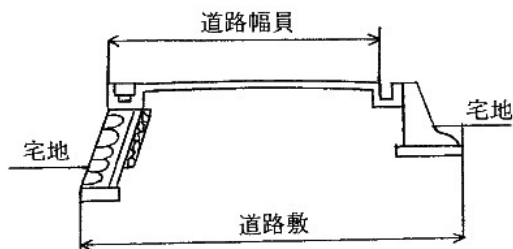
盛土の場合



切土の場合（L型側溝又はU型側溝蓋設置）



盛土の場合



切土であって法の高い場合

